

## 周辺からの使用禁止資材の飛来回避及び、流入防止の考え方について

### I 飛来回避

緩衝地帯の目安については、立地条件、気象条件、散布方法、剤形、近接する作物の種類、作型、生育ステージなどによって大幅に変動するので、一律に示すことは不可能である。

従って、生産行程管理者は、周辺の状況、防除法、防除計画等について、あらかじめ十分調査するとともに関係者と協議し、申請時又は毎年の計画時に緩衝地帯の考え方をやまがた農業支援センターに報告すること。

また、緩衝地帯の目安に関する資料等については、農業技術普及課等に照会すること。  
なお、ドリフトの有無、程度を確認する方法としては、感水紙による方法がある。

(手 順)

- 1 隣接地、周辺の農薬等散布の実態に応じて、その地域での一般的な散布条件下において、飛散が避けられない距離を推測する。
- 2 1の数値を基礎とし、安全幅を考慮しながら飛散を防止するための次のような措置を講ずる。
  - ① 周辺の農家はその分、散布位置を後退させる。
  - ② 生産行程管理者側で飛散区域を非有機として除外する。  
(この場合、緩衝地帯としての区分が明確に判断できるようにする。)
  - ③ 周辺農家、生産行程管理者双方が後退し折半とする。  
(この場合、②と同様に緩衝地帯としての区分を明確にする。)
- 3 距離を確保するだけでは飛散の防止が困難とみられる場合は、農薬の種類や剤形、散布の方法等の変更、障壁を設置する等、周辺農家等と協議しながら飛散防止の具体的な対応をする。
- 4 協議の結果はできるだけ協議書として作成し確認しあう。
- 5 散布当日は自ら使用禁止資材の飛散の有無を確認し、その旨栽培管理記録簿に記帳する。

### II 流入防止

やむを得ず慣行栽培ほ場を通過した水を用水として利用する場合は、用水を一時的に貯留し浄化するための緩衝水田等を設け、有機栽培ほ場に使用禁止資材が流入しない措置を講ずるものとする。

畑作物の申請ほ場にあつては、その周囲に明きょ等の防止策を講じ、慣行栽培ほ場からの土砂及び流水等の浸入防止を図るものとする

(参 考)

飛散の事例

○粒剤散布	1.5m
○ラジコンヘリ	7.0m
○空中散布	100m
○スピードスプレー	25m
○パイプダスター粉剤散布	100m
○動力噴霧機手散布	(20m)
○ブームスプレー	(50m)
○除草剤(液剤散布)	5m

○流入防止の緩衝水田の面積について

有機ほ場面積のおおむね 10%以上の面積を確保する。